

虐待防止委員会

運用方針

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。（委員会委員の選出）

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、虐待防止責任者とする。
- 2) 副委員長には、各事業所サービス管理責任者とする。
- 3) 委員には、必要ある場合に法人役員等、苦情解決第三者委員を加えることができる。

（委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

1) 委員会は、虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度、若しくは6ヵ月に一度随時開催する。

2) 法人事業内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。

3) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。（委員会の実施）

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。

3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。

4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞があるときは、虐待防止受付担当者に報告する。

5) 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

6) 事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。（委員会の責務）

第5条 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。

3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求たり、指導することとする。

4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。（委員会の委員）

第6条（権利擁護のための成年後見制度）

虐待防止対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を本人及びその保護者等に啓発する。

成年後見制度のご相談窓口「北九州市成年後見支援センター」

住所：北九州市戸畠区沢井町1番6号（ウェルとばた3階） 電話：093-882-9123

第7条（虐待の報告・確認）

1) 虐待の通報は、別紙(1)の「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2) 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別紙(2)の「虐待通報の受

付・経過記録書」に記録し、その内容を別紙(2)により、虐待通報者に確認する。(1)虐待の内容 (2)虐待通報者の要望 (3)第三者委員への報告の要否 (4)虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

第8条 (虐待解決に向けた協議)

- 1 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を別紙(3)により、虐待防止対応責任者に報告する。
- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- 3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた虐待内容を確認し、別紙(4)の「虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。

通知は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

第9条 (虐待解決に向けた記録・結果報告)

- 1 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別紙(5)の「話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

第10条 (解決結果の公表)

- 1 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別紙(6)の「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、府中市の苦情相談窓口及び東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

第14条 (解決結果の公表)

- 1 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を関係者か各位に報告する。
- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

一虐待防止委員会名簿

役職 委員長 代表取締役 望月英子

副委員長 青木博志 (ケアプラセンターさん管理者)

曹 涼一 (デイサービスセンターあい管理者虐待防止受付担当者)

委員 谷川 幸枝 (デイサービスセンターあい副責任者)

★ 第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する

虐待通報書

通報日：令和 年 月 日

社会福祉法人白梅会理事長 宛

下記のとおり虐待行為を申し出ます。

○ 虐待を受けた人（利用者）

(ふりがな) 氏名				
利用者の 施設名				
虐待に係る事実のあった日	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
虐待の行為（第2条関係）	1.暴行 2.わいせつ 3.健康 4.支援 5.暴言 6.心理的			
虐待の内容				
(いつ)				
(どこで)				
(誰が)				
(誰に)				
(どのようなことをしたか)				
(要望は) 下段参照				

○ 虐待を通報した人（通報者又は申出人）

当事者との関係	1.本人 2.配偶者 3.子 4.兄弟 5.他の家族 6.知人 7.その他 ()
---------	---

本人以外の場合以下も記入ください（申出人）

(ふりがな) 氏名		電話番号	
住所	〒		
連絡先住所	〒		

受付日	受付担当者			
申出人の 要望	第三者委員への報告・助言・立会の要否		要口 否口 確認欄 ()	
	1.話を聞いて欲しい 2.教えて欲しい 3.回答が欲しい 4.調査して欲しい 5.改めて欲しい 6.その他 ()			

別表(2)

虐待通报の受付・登録記録書

受付担当 菜

受付日	令和 年 月 日 ()		虐待の発生時期	令和 年 月 日	受付№	
記入者			虐待の発生場所			
申出人	フリガナ 氏名		施設名			
利用者との関係		本人、親、子、その他()				
申出人が本人以外の場合は、 氏名 (性別 男・女) (年齢 歳) 住所 (連絡先) TEL: - - -						
虐待の内容						
(申出人への確認: 月 日)						
申出人の要望	<input type="checkbox"/> 話を聞いて欲しい <input type="checkbox"/> 教えて欲しい <input type="checkbox"/> 回答が欲しい <input type="checkbox"/> 調査して欲しい <input type="checkbox"/> 改めて欲しい <input type="checkbox"/> その他 ()					

對話經過

解決方案

結果

虐待通報受付報告書

令和 年 月 日

このことについて、下記のとおり虐待通報（受付№ ）がありましたことを通知いたします。

記

虐待の受付日	令和 年 月 日 ()	虐待申出人名	
虐待発生時期	令和 年 月 日	利用者との関係	本人、親、子、その他 ()
虐待の内容			

虐待通報受付報告書

令和 年 月 日

虐待通報者 標

虐待防止受付担当者から下記のとおり虐待通報（受付№ ）がありましたことを通知いたします。

記

虐待の受付日	令和 年 月 日 ()	虐待申出人名	
虐待発生時期	令和 年 月 日	利用者との関係	本人、親、子、その他 ()
虐待の内容			

話し合い結果記録書

令和 年 月 日

〔記録者：虐待受付担当者氏名〕

虐待申出者氏名：

〔利用者本人でない場合の代理人氏名：〕

虐待防止対応責任者氏名：

第三者委員氏名：

〔報告、助言、立会の有・無の確認： 年 月
日〕

相談日：令和 年 月 日

【虐待申出の内容に関する虐待申出人の意見・希望】

〔申出人の確認： 年 月 日〕

【虐待申出の内容に関する虐待防止対応責任者の意見・対応案】

【虐待申出の内容に関する第三者委員の意見・解決策】

〔申出人の確認： 年 月 日〕

【改善を約束した内容】

〔申出人の確認： 年 月 日〕

【話し合いが不調となった原因・意見の相違点】

〔次回話し合いの日時：令和 年 月 日 () 時 分～〕

令和 年 月 日

虐待申出者 又は 代理人 氏名：

(印)

改善結果(状況)報告書

令和 年 月 日

虐待通報者
(当事者及び保護者等)
様

(虐待防止対応責任者名)

施設長

印

令和 年 月 日付の虐待通報(受付No.)については、下記のとおり
改善いたしましたので報告いたします。

記

虐待内容

改善結果